

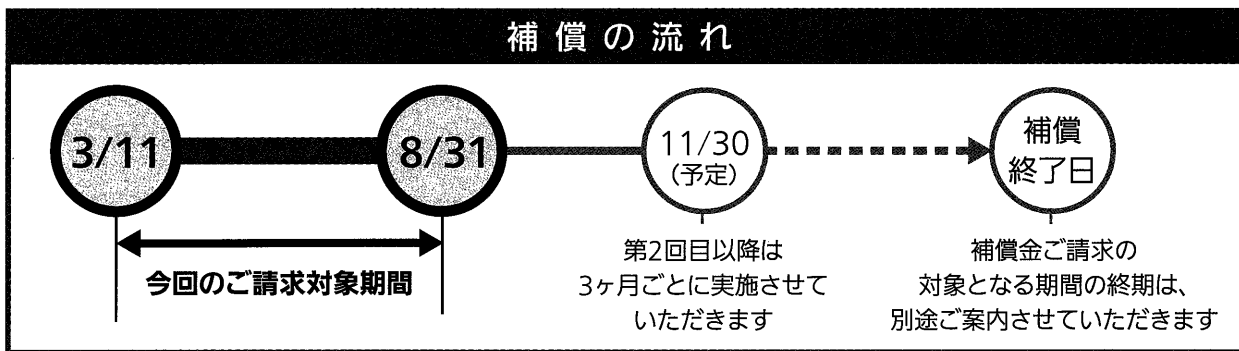
補償金ご請求対象期間等のお知らせ

平成23年9月
東京電力株式会社

今回のご請求対象期間

今回ご案内する補償金は、以下の期間を対象としております。

平成23年3月11日～平成23年8月31日



ご請求の対象となる方

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の事故(本件事故)により営業損害等を被られた法人さま、個人事業主さま

※対象となる補償項目の詳細につきましては、同封の「補償金ご請求のご案内(個別補償項目用)」をご覧ください。

請求書類等

※対象となる補償項目ごとに、請求書類をご用意しております。お届けしている請求書類ではご請求が困難な方は、お手数ですが弊社までご連絡をお願いいたします。

※「避難等対象区域内の財物価値の喪失又は減少」にかかる補償につきましては、警戒区域の解除がなされていない現状では、ご被害者のみなさまの財産状況の確認や想定が難しいことなどから、現段階で補償のお取り扱いをお知らせすることが困難な状況でございますので、後日改めてご案内させていただきます。

ご被害者のみなさまにおかれましては、ご不便をおかけして大変恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

ご 連 絡 先

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
電話／0120-926-404 受付時間／9:00～21:00